

## 教職員の懲戒処分について

令和2年2月14日付けで下記のとおり教職員の懲戒処分を行いましたので報告します。

### 記

#### 1 被処分者

甲賀市内小学校 臨時講師

#### 2 措 置

停職6月(令和2年2月14日付け)

#### 3 処分理由

被処分者は令和元年11月5日(火)午後10時頃から午後11時30分頃までの間、甲賀市内の飲食店において、友人と2人で飲酒し、その際被処分者は、ワイン(グラス6~7杯、計約1000ml)を飲酒したにもかかわらず、同日午後11時30分過ぎ、フリーwifiの使用できる場所へ車を移動させる目的で、駐車場に駐車してあった自車を酒気を帯びたままコンビニエンスストアに向け運転し、同日午後11時48分頃、滋賀県甲賀市水口町水口5655番地付近道路において、覆面パトカーに停止を求められ、甲賀警察署にて事情聴取を受けたものである。甲賀警察署において、呼気検査が行われ、呼気から0.31mg/lのアルコールが検出され、酒気帯び運転の容疑により検挙された。

これにより令和2年1月24日に甲賀簡易裁判所で略式命令(罰金30万円)を受けた。

被処分者の上記行為は、教育公務員としての社会的信用を著しく失墜させるものであって、地方公務員法第32条および第33条に違反することから、同法第29条第1項第1号、第2号および第3号の規定により、懲戒処分(停職6月)を行った。

なお、同校校長に対しては、管理監督責任を問い、甲賀市教育委員会が同日付けで文書訓告を行った。